

## ふるさとの「ことば」⑨

「川端商店街の  
博多弁番付から」

九州新幹線の開通前夜、鹿児島市の天文館アーケードに「おじやたもんせ」と大書したのれんが下がられた。わざに小さく「いらっしゃいませ」。観光客はそれで納得する。

さて、こちらは川端商店街。八年前の春、キヤナルシティ博多のオーパンで客の往来が戻り、アーケードに博多弁番付のれんが下げられた。町でも耳にするいくつかを拾う。

『いかぶる』子供がおしつこをもらしたり、仕事などをやり損なうこと。「あげん自慢ばかりしようたが、どうとうしかぶつとる」。

『えずい』こわいこと。「とどさんのがそばいついとるけん、えずいたあなか」。

『ぐらぐらこいた』腸(はらわた)が煮えくり返ること。「あいつあいくら短氣でも、ぐらぐらこくのが早すぎる」。

『あんぽんたん』洪水の時、大木が流されて橋ケタにつかえられないよう川上に打ち込まれた杭のこと。普段、役に立たぬことから「愚か者」の意。「あんぽんたんの川流れ」と言つたりするが、広辞苑にも載つていて特に博多弁とは思えない。

『たつぱい』体格や風格。「息子さんなたつぱいのよか」。  
『いぼる』ぬかるみにはまること。「道が泥田のごいぼつてはよう歩けん」。

## 市街化調整区域に土地を所有している方へ

福岡県では、開発行為が抑制されている市街化調整区域（政令市および久留米市の区域を除く。）の指定区域内で行う、開発行為等を限定的に認める条例を定め4月1日から施行しています。

また、既存宅地制度は平成13年に廃止されておりますが、制度の廃止前に建築許可を必要とする旨の知事の確認を受けた土地において自己用の建築物を建築する場合は、平成18年5月17日までに建築に着手する必要があります。

なお、知事の確認を受けてない場合や確認を受けたものであっても、自己用以外の建築物を建築する場合は同日までに県に建築許可申請を行えば許可を受けた人（者）および用途（第一種低層住居専用地域の適合建築物）であれば建築できます。

●問合せ先  
福岡県建築都市部都市計画課  
☎ 643-3715

毎週水・金曜日の朝（10:00～12:00）は

**須恵町 わくわくデイサロン**  
ボランティアセンター1階（定員30名 自己負担 1回300円）

申込み・問合せ先  
須恵町社会福祉協議会  
☎ 933-2160

65才以上
介護予防事業 5月 のメニュー
19日(水) 番りのお手玉セット 梅野・沖田
21日(金) フラワーソープアレンジ 梅野・沖田
26日(水) ハンドペルと懐かしい唱歌 近藤・英実陽 先生
28日(金) ほのぼの体操 高瀬・弥生 先生
介護予防事業 6月 のメニュー
2日(水) 右のさくらーとボビー 梅野・沖田
4日(金) フラワー アレンジメント 矢野・白紀 先生
9日(水) ケアピクス 林崎・万葉子 先生
11日(金) フラワーソープアレンジ 梅野・沖田

## 地域安全速報 安全安心まちづくり柏屋地区セフティタウン須恵

### ～旧軍用けん銃の回収にご協力を～

あなたの家の納屋などに  
眠っていませんか？

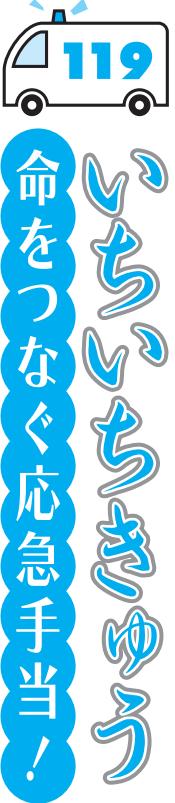
#### ●旧軍用けん銃を持つことは禁じられています

- ・形見や遺品として、持たれていることはありませんか。
- ・いまだに、県下の一般家庭の納屋や押入れなどに、数多くあると考えられます。
- 警察に提出しても処罰はされません
- ・法律で禁止されている、軍用けん銃を発見した場合には、速やかに警察に届け出してください。
- ・自発的に届け出れば、処罰されることはありません。



みんなでつくろう安全・安心の街  
けん銃に関する情報を！

●問合せ先 柏屋警察署・柏屋地区防犯協会  
☎ 939-0110 (内線261・262)



#### ▼応急手当の必要性

突然の事故や病気など、救急車を呼ぶような現場に遭遇したとき、救急隊員や医師が来るのを待たないで、なぜ手当を行つ必要があるのでしょうか。

①救命のチャンス（救急車到着までの空白の時間）  
呼吸や心臓の停止した患者の救命のチャンスは、時間経過とともに低下します。呼吸が停止してから4分までは50%

が停止してから4分までは50%の救命のチャンスがありますが、5分を過ぎると25%まで低下すると言われています。もし、自分の目の前で人が倒れたとします。電話のあるところに移動するまで1分、119番通報して1分、これだけで2分が経過しています。救急車が現場に到着するまで4分とすると、すでに6分

が経過しています。しかし、この空白の6分間に、何も処置を施さなければ救命の可能性は失われてしまうのです。

②他人を救おうとする社会が自分を救う傷病者が発生したとき、放置することなく、誰かがすぐさまに手当を行うような社会に手当を行ふよな社会にする必要があります。

#### ▼救命講習会



そのためには、まず、あなたが手当の正しい知識と技術を覚えて、実行することが大切です。他人を助ける尊い心（人間愛）が手当の原点です。

応急手当は決して難しくありません。誰でも普通救命講習（3時間コース）を受けるだけで簡単に覚えることができます。

消防本部では住民の方を対象に、2か月に1回、奇数月に「定期救命講習会」を実施しております。ぜひ、ご家族や友人、隣近所の人を誘つて救命講習を受講してみてください。あなたの周りに応急手当ができる人が増えることで、「あなた」も救われるのです。

お近くの消防署に直接お問い合わせください。

#### 防火管理者資格取得講習会の開催について

平成16年度甲種防火管理者資格取得講習会を、次回日程で開催します。  
日時 6月11日（金）と12日（土）の2日間 9時～17時（土・日を除く）  
場所 柏屋南部消防本部3階会議室（志免町田富170）  
定員 60人  
受講料 4,000円（テキスト代込み）  
受付期間 5月24日（月）～6月4日（金）8時30分

▶問合せ先 柏屋南部消防本部予防課指導係  
☎ 9335-5111